

## 第1回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年9月15日（金）16:45～18:00
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、  
金丸恭文（議長代理）、飯田泰之、森下竜一、八代尚宏、安念潤司  
高橋滋、林いづみ
  - （専門委員）國領二郎
  - （政府）梶山大臣、平井内閣審議官
  - （事務局）窪田規制改革推進次長、林規制改革推進次長、福島規制改革推進次長、  
西川参事官
  - （文化庁）長官官房 永山審議官  
長官官房著作権課 水田課長
  - （文部科学省）生涯学習局情報教育課 梅村課長
  - （教育利用に関する著作権等管理協議会）瀬尾太一座長
  - （慶應義塾大学大学院）梅嶋真樹特任講師

4. 議題：
  - （開会）
  - 議題1 投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項
  - 議題2 IT時代の遠隔教育
  - （閉会）

### 5. 議事概要：

○西川参事官 「規制改革推進会議 第1回投資等ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は大田議長、金丸議長代理、安念委員、高橋委員、林委員にも御出席いただいております。

村上専門委員ですけれども、所用により御欠席ということでございます。

梶山大臣にも御出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、大臣より御挨拶をいただければと思います。

○梶山大臣 担当大臣の梶山でございます。

第1回投資等ワーキング・グループを開催に当たりまして、各委員におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、心より感謝を申し上げます。

成長戦略を実現する上では、Society5.0の重要なインフラでもある電波割当制度の改革など、チャレンジを阻む岩盤規制に真正面から挑戦し、スピード感を持って改革を進めていく必要があります。

皆様に御担当いただく投資等の分野は、非常に多岐にわたる重要な分野でありますけれども、「規制改革のエンジン」を全開にさせるべく、活発な御議論をお願いしたいと思います。

私も担当大臣としてしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○西川参事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○原座長 本日は、今期最初の投資等ワーキング・グループです。ワーキング・グループの委員構成は資料の一番後ろ、参考資料2でお配りをしております。今期より、飯田委員、森下委員にお加わりいただくことになりました。

まず、飯田委員と森下委員、一言ずつ御挨拶をお願いできますでしょうか。

○飯田委員 今期からお世話になることになりました、明治大学の飯田でございます。

投資等ワーキング・グループは、まさに規制改革推進会議の中でも非常に重要度も高く、そしてカバレッジも大きい委員会ですので、この中で、今期の重要課題である遠隔教育又は電波の割り当てについて、何かしらの意見を具申できるように努力いたします。

今期もよろしくお願いいたします。

○森下委員 大阪大学の森下です。

規制改革推進会議になってから、この委員会は初めてなのですが、前会議体の規制改革会議では大崎座長の下で、投資のワーキングはかなり長いことやっております、久しぶりに帰ってきたなという気がしています。

特に今、アベノミクスが始まって、かなりベンチャー投資、大学も含めてバイオベンチャーとかが育ってきていまして、そろそろ刈り取りの時期に入ってきているのですが、アメリカのナスダックの市場に比べると、日本の市場あるいは金融の出口はまだまだ不十分かなという気もしております、本来のベンチャー投資等も含めて、ついでのところになるかもしれませんが、そういうところも議論していただければと思っております。アベノミクスの成果はこの会議が非常に重要かと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

○原座長 大変ありがとうございました。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日は議題1「投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」、議題2「IT

時代の遠隔教育」という2つの議題でございます。

まず、議題1です。資料1-1で、今期の主な審議事項の案をお配りしております。ざっと読み上げます。

#### 1. 技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度の改革

電波利用ニーズの拡大・高度化に伴い、電波の有効利用の重要性は従来以上に高まっている。特に利用ニーズの高い周波数帯の有効利用は成長戦略上極めて重要であり、より適切な主体及び用途への機動的な再配分が求められる。

電波はSociety5.0の実現のための重要なインフラであるとの観点、また、本来、国民の財産であるとの観点から、政府部門のみならず、民間部門の周波数を含め、電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、ダイナミックな利活用が可能となるような電波割当制度のあるべき姿の構築に向けて、必要な検討を行う。

#### 2. 官民データ活用と電子政府化の徹底

大量のデータの蓄積とその連携・利活用は、Society5.0を支える不可欠な基盤である。このような観点を踏まえ、官民データの活用や電子政府の構築を更に進める上での課題について、必要な検討を行う。

— マイナンバーの徹底活用、登記簿などの公的情報基盤の総点検など

#### 3. 金融、エネルギー分野の規制改革

フィンテックの進展や資金調達手段の多様化など金融市場の構造変化に対応する上での課題や、エネルギー・環境制約を克服しつつ効率的なエネルギーシステムの構築等を図る上での課題について、必要な検討を行う。

— 成長分野への資金供給の円滑化、小売自由化後のガス市場の総点検など

#### 4. 重点的フォローアップ

平成29年6月の規制改革実施計画に盛り込まれた「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」「IT時代の遠隔教育」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。

もう一つ、資料1-2で電波割当制度の改革については、補足資料を事務局で準備していただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○西川参事官 それでは、資料1-2に基づきまして、電波割当制度に関しまして、最近の政府あるいは党などで取り組まれている事項について簡単に御説明させていただきます。

1つ目の○でございますけれども、前期の規制改革推進会議、規制改革実施計画での取組でございます。前期の規制改革推進会議では、第4次産業革命が進展していることに伴いまして、電波利用のニーズが非常に拡大していることに対応する観点から、まずは公共用周波数に焦点を当てて、電波の有効利用に関する議論を行わせていただきました。その内容について、下にポツが4つほどございますけれども、簡単に紹介させていただきます。

1番目、公共用周波数の割当・用途の開示。特に公共用の周波数に関して、積極的な開

示が必要という観点から求めさせていただいたのと、利用状況調査方法のあり方についても、もっと充実させることの検討を求めた訳でございます。

2番目のポツでございますけれども、公共用周波数の民間開放に係る目標設定。定期的に総務省の方で目標設定をやっていた訳ですけれども、次に目標値を設定する際には、例えば、公共用周波数のみの部分の目標でありますとか、あるいは官民共用を図る周波数の目標といったものも検討することを求めたということでございます。

3番目、官官・官民共用化の推進でございますけれども、共用可能な、いろいろな地理的あるいは時間的、出力等の条件の決定を、新しい技術を活用してできるようにする。そういったダイナミックな方法の検討を求めた訳でございます。

4番目でございますけれども、より効果的な周波数再編の促進ということで、終了促進措置について拡充できないのか。具体的に言いますと、公共用周波数も視野に入れ、新たにその周波数を使いたいという方が、この終了促進措置として負担する費用の範囲を見直すといった、より柔軟な制度に拡充する。そういったことについても検討を求めたところでございます。

2つ目の○でございますけれども、未来投資戦略2017でも、公共用周波数についての取組がされておまして、1つ目の○で述べたようなことに加えて、例えば、公共用周波数に関して第三者による監査などを含む調査方法のあり方を検討するとか、公共用周波数の価値を精査した上で、これを管理・有効活用するための方策や体制のあり方を検討するということ。あと、公共用周波数について、再編に取り組んでもらうインセンティブをつけるといった新たな方策を検討するとか、公共電波の有効活用に関する政府の体制を見直すこと等について盛り込まれたということでございます。

3つ目の○は、本年5月30日の自民党行革本部の官民電波利活用PTで出された緊急提言でございます。公共用周波数の民間開放が、成長戦略に直結する行政改革だという見地に立っておりまして、例えば1. では、現在、割当・用途等についてブラックボックスの状態になっているのを透明化すべきとか、あるいは第三者機関による調査、監査が必要ではないかといった提言。また、2. では、公共用周波数を政府の資産としてちゃんと管理・活用するといった提言。それから、3. の民間開放の目標設定ですとか、あるいは4. の公共用周波数についても利用料を設定するなどして、民間に開放するインセンティブを制度化すべきではないかといった提言。それから、5. の割当行政の体制の見直しをすべきではないかといった提言がされております。

この提言は、公共用周波数についての緊急提言ではございますけれども、いろいろ挙げた項目の中の幾つかについては、民間部門に割り当てられ、有効に活用されていない周波数についても取組が必要ではないかといった指摘もされております。

さらに、最後の○について、本当に直近の話でございますが、9月11日に規制改革推進会議の本会議が開かれて、総理にも御出席をいただいたところでございます。その本会議では、年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項を3つ決定いたしまして、そのうちの

一つが「技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度の改革」でございました。官民の電波利用状況に関する情報開示の充実でありますとか、電波利用料体系の再設計など、より電波を有効に利用する者に対して機動的に再配分するためのルールづくりに取り組んでいくことが決定された訳でございます。

その際、安倍総理にも御言葉をいただきました。ここに書いてありますけれども、成長戦略の次なる最大のチャレンジはSociety5.0の実現である。電波はまさにその重要なインフラであるということ。それから、電波は本来、国民の財産であるということから、これはたとえ民間に振り分けられているものであるとしても、しっかりと活用していかなければならないということ。そのために、ダイナミックな利活用が可能となるような割当制度の改革は待ったなしであるといったお言葉をいただいたところです。

最近の取組について、簡単に述べさせていただきました。

○原座長 ありがとうございます。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、当ワーキング・グループの今期の主な審議事項は、資料1-1のとおりとさせていただきます。

続きまして、議題2「IT時代の遠隔教育」に移ります。

(國領専門委員、梅嶋特任講師、文科省、瀬尾座長、入室)

○原座長 それでは、議題2「IT時代の遠隔教育」に移ります。

遠隔教育については、当ワーキング・グループで第1期から遠隔教育の推進という議論をしてまいりました。幾つかの論点がございましたが、著作権の制度が遠隔教育の推進に当たっての制約要因になっているのではないかという問題がございました。この後、文化庁からもお話をいただきますが、現在、文化庁で法改正を準備いただいている訳ですが、これが十分な内容になっているのかどうかについて、何度かにわたって議論をしてきた訳でございます。

議論の経過を、先に少しだけ補足説明しておきます。資料の中で後ろの方に参考資料1「学校における授業形態と著作権制度について」という表をお配りしているかと思えます。これが現在、文化庁で準備されている法案についての整理でございます。

教育の類型として、対面授業、遠隔授業、オンデマンド型の遠隔授業といった類型が横軸になっている訳ですが、一番下の「見直しの方向性」がポイントであります。緑色とオレンジ色の色分けがなされていますけれども、緑色の部分については、今後無償で扱われる。オレンジ色の部分については、補償金制度の対象として、今後有償で扱っていくという整理がなされているということでもあります。

オレンジ色と緑色の色分けがなされているということは、対面の授業では無償になる。ところが、特定の類型の遠隔授業については、今後、補償金の対象として有償になるといったこととなります。また、対面の、教室の中で紙で配ると無償。ところが、ICT端末で送

信をした場合には有償になるといった制度の差異が今後、生じることを意味している訳であります。

このワーキング・グループで前期に繰り返し行ってきた指摘でございますが、基本的には2つございました。1つは、こういった緑色とオレンジ色の制度の差異、ミシン目が生じていることによって、この制度の差異という意味は、例えば先ほど申し上げたように、紙で配ると無償ですが、ICT端末であれば有償になるといった差異が生じていることによって、ICTの導入が阻害されるのではないかという点です。そうだとすると、全て無償にするか、全て有償にする。要するに、全て緑色にするか、全てオレンジ色にすべきではないかといった議論をしてまいりました。

あるいは、もしこの制度の差異をどうしても設けるということであれば、何らかの措置によってICTの導入を阻害しないようにできるのかどうかという議論をしてきた訳でございます。これが1点目です。

2つ目に、大事な点は著作権法の世界に閉じた問題ではないということを御指摘してまいりました。著作権法の体系の中で考えれば、この制度の差異を設けることが一定程度合理的なのかもしれませんが、一方で、ICTの導入の推進も担っていらっしゃる文部科学省全体として、こういった制度にすることが適切なのかどうかについても御見解を伺いたいということを、前回のワーキング・グループでも申し上げてきたということでございます。

今日、改めて文化庁、文部科学省から御見解をいただきたいと思っております。

その前に、今日は慶應大学常任理事で、高等教育での遠隔教育にも取り組まれていらっしゃる國領専門委員にお越しいただいております。また、梅嶋特任講師にもお越しいただいております。第2期でのこの議論の再スタートでございますので、改めて、現場での遠隔教育をやっている点から、今回の著作権の問題についてどうお考えになられているのかをお聞きし、その上で、文部科学省の現在の法案の準備状況をお聞きして、議論をしたいと思っております。

まずは、國領専門委員からお願いいたします。

○國領専門委員 國領でございます。

本日は、一実践者として、このとても大事なテーマについて意見を言わせていただく機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

お手元に資料があるかと思っております。自己紹介を兼ねてなのですが、最初に「遠隔授業」研究の歴史です。実は、1990年代ぐらいから、遠隔教育を自分の授業の中で取り込むことをずっとやってまいりました。一つの大きな特徴が、ディスタンスラーニングにもいろいろなタイプがあるのですが、よく誤解があるのですが、私どもがやっている遠隔教育は、録画したのを見てくださいますとか、ウェブを見てくださいますというものではございませんで、この年表に2001年と書かせていただいている「同時・双方向型」のテレビ会議などを使って、同時で、学生とちゃんとやりとりできるタイプのものをしてまいりました。その文脈で、今日も語らせていただきたいと思っております。

ずっと自分たちのところでやってきたのですけれども、2008年から高校において、つまり、自分たちだけでやるのではなくて、ほかのところにも適用するという研究を始めさせていただいて、2009年には長崎県と御一緒にやらせていただきました。

ここでの問題意識は、地域をどうやって活性化するかというような観点の中で、やればやるほど、高校と医療を失った地域は人口の流出がとまらないということであります。遠隔教育といいますと、対面の教員の方がうまくいくのではないかとということでよく比較されてしまうのですけれども、そもそも高校がなくなってしまうようなところを考えていきますと、是非遠隔医療とか遠隔教育を確保すべきであって、私どもの研究のもう一つの特徴が、コストパフォーマンスを徹底的に追求いたしまして、物すごく値段の高いものを導入するのではなくて、既存のツールを組み合わせていながら、どれくらいレベルの高い教育ができるのか。かなり自信も持っております。単に過疎地とか離島だけではなくて、都市部においても、最も適切な方に、最もそれを必要としている生徒に教育を提供するようなものができている自信は持っている訳です。そのようなことをしてブラッシュアップしていきました。

その中で、ただ高校で広げていこうとすると、いろいろな制度的な課題がある。そもそもお認めいただけていないようなことがあったので、いろいろな場で発言させていただいたり、働きかけをさせていただいて、2015年4月に文部科学省に学校教育法施行規則を改正していただいて、異例のスピードで改正していただいたということで、そこはとても感謝しているのですけれども、このハードルをクリアしたら、別のハードルがあらわになったというのが今回の著作権法の話でございます。

次のページには写真などもありまして、見ていただくと何となくイメージを持っていただけだと思うのですけれども、ここで形態の差によって違いがありますという話がありました。この写真を見ていただくと、画面の向こう側に先生がいるのですけれども、この写真だけだとわかりにくいのですが、先生の側にも生徒がいるパターンです。教室と教室をつなぐパターンと、このイメージだとわかりやすい、画面の向こう側は先生だけがいるパターンの場合。その2つの形態で著作権処理の仕方が違う。余り合理性がないなという違いがあると思っております。

その中で、実を言いますと、今まで教室間接続型のものでありましたら無償で使えるということがございまして、その既得権を守る観点から考えると、引き続き全部無償にしてくださいと言いたいところではありますけれども、そこはむしろ、中長期的に考えて、制度をきちんと整備するほうが良いと思っております。

4ページ目でございますけれども、考え方をきちんと整理したほうが良いなと考えておりまして、少なくとも、そもそも対面型の教育と遠隔教育で差があるだけではなくて、遠隔教育の間でも差があるというような、とても変な状況になっております。

手法の違いで著作権上の差異があるのは、これからの技術でいろいろなパターンのものが出てきますので、それには余り合理性がないだろうと思っております。とにかく、違いは

設けないほうがいいと思っているのが第1点目です。

それから、第二原則と書きましたけれども、これも今まではただで使わせていただいていたので、そのままにしてほしいと言いたいところではありますけれども、これもこれからの時代、電子的な教材であるとか授業そのものとか、どんどん進めていきたいですし、それに対する適切な投資もなされていかなければいけないということを考えたときに、良いものをつくった著作権者には、正当な対価や報酬があると考えたいところなのではないでしょうか。

ただし、これは言ってしまった途端に、すごいコストが学校にかかってしまうのではないかと当然心配する訳でありまして、そういうことで、この辺は歯を食いしばって、自分に不利なことを片側で言いつつ、もう片側で、教育の機会均等、今は人づくりとかいう話をしている真っ最中ですので、ここは是非、生徒とか保護者の負担感は、極端な話、ゼロも考えられるのだろう。財政負担することも考えられるだろうと思いますし、現在の教材に払っている金額を超えないものにするとか、いろいろな考え方があると思うのですけれども、いずれにしろ、ゼロないしは極小に抑えていただく努力を是非していただいた上で、制度をきれいにするといいのではないかと考えております。

5ページ目でございますけれども、そういうことで、遠隔合同授業が、先ほど申し上げました、両側に生徒がいて、片側にだけ教員がいるパターンですけれども、これが今、原則許諾不要で無償という形になってございます。是非守っていただきたいのは、許諾不要の部分は、許諾をいちいちやろうとすると、現場的に非常に負荷が大きくなってしまいます。この許諾不要というのは是非守っていただきたくて、ただし、有償というのは考えてもいいのではないかと。

そうなりますと、現在、私どもが理解しているのが「同時双方向型の遠隔授業」でございますけれども、これを原則許諾必要から原則許諾不要、補償金設定という流れになっているかと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおりで、歯を食いしばって、そちらの方がいいと申し上げつつ、生徒とか保護者の負担を極力抑える努力を最大限していただくというのが、ここでは筋がいいのではないかと。

それをどうやって実現するかについて、権利処理の方式というところにも、ITはいろいろな形で使っていけると思っておりますので、その辺の工夫、努力を今後していく。また、制度的、財政的な措置をしていくようなことで、この遠隔教育が健全な形で育っていき、何より大事なものは、住んでいる場所にかかわらず、最適な教育を最も求めている生徒に届けるところだと思っておりますので、その実現に向けて是非制度規制を改革していただけたらと考えます。

これで大体持ち時間だと思っておりますので、以上です。

○原座長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省からお願いいたします。今日は永山審議官、梅村課長、水田課長のほか、教育利用に関する著作権等管理協議会の瀬尾座長にもお越しいただいております。



す。

お願いいたします。

○永山審議官 文化庁審議官の永山でございます。

資料2-2を御覧いただければと思います。右下にページを振ってございますけれども、1ページで簡単に著作権制度のポイントについて御説明します。

<創作-流通-利用>のサイクルを好循環させるために、右側のように権利の保護と公正な利用の確保のバランスを図っていくのが著作権制度です。それが文化の発展、創造につながっていくということで、これまで両方のバランスをとりながら制度設計を行ってまいりました。

当然私どもも、著作権制度は現状のままではICT教育の推進にそぐわないという認識の下、文化審議会の方で2年間検討を行ってまいりました。

2ページが文化審議会での結論のポイントでございますが、現行で同時双方向型の遠隔授業を行う場合、また、オンデマンド型の授業を行う場合については、左側でございますように、現在の著作権法では、学校がそれぞれ写真なら写真、音楽なら音楽、論文なら論文の権利者に一人一人当たって、それぞれの許諾を受けて、一定の使用料を支払うことが必要でございました。

これではなかなか利用が進まないということで、今回、法案提出に向けて準備を進めております著作権法の改正では、右側でございますように、ワンストップの補償金の分配団体をつくりまして、そこに一定の補償金を支払うことによって著作物の利用が可能になるようにしたいということでございます。現状では、許諾権ということですので、権利者によっては、これは使ってはいけないと言うことが可能だった訳ですが、教育上必要なものは利用できるように、今回は補償金請求権を付与しつつ許諾権を制限することで、教育上必要なものは使えないことがなくなるようにしたいと考えております。

参考資料1も御覧いただければと思います。先ほど、國領先生と原座長の方から制度的な差異という話でございました。左側が現行制度でございまして、対面授業、遠隔合同授業については許諾不要で無償、それ以外については許諾が必要ということでございます。

先ほどの國領先生からの御指摘と同じような議論が審議会でもございました。審議会でも、その下の段ですけれども、現在、無償とされている対面授業での利用も含めて、著作権法ができた時代の昭和45年とはかなり実態が違っておりますので、全体として補償が必要ではないかというのが審議会での基本的な考え方でございましたけれども、特に教育関係団体からは、現状、許諾不要で無償の部分については、教育現場の混乱を避ける観点から現状を維持してほしいという強い声がありまして、法的な安定性という観点から、現在、許諾不要、無償の部分については現行を維持することにしたという経緯がございます。

その上で、資料2-2に戻っていただきまして、3ページでございます。現在の著作権法改正の検討状況でございます。机上配布資料のイメージ図も御参照いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。法案の具体的内容については、現在、政府部内で調整

中で、これから説明させていただくのは文化庁の案でございます。

3 ページですが、補償金の対象は現行法上権利制限の対象となっているもの以外の公衆送信全部でございますが、これは先ほど参考資料1で御覧いただいたように、文化庁としては現在、無償の権利制限の対象になっているものについてはそれを維持する。それ以外については補償金の対象とするということでございます。

2つ目の○、支払い義務者は教育機関の設置者ということで、公立の学校であれば市町村、都道府県、私学であれば学校法人になります。

補償金請求権の行使については、指定管理団体がワンストップ窓口をつくって、そこの契約で処理をするということです。

これまでもワーキングで御議論がありました補償金の額について、その適正性をどう担保していくのかという点につきましては、補償金額の決定は原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとする方向で検討中でして、国は、最終的に何らかの形で一定の関与をし得る制度設計にすることを考えており、文化庁としても適正な価格を担保していきたいと考えております。前回の会議では、これまでの補償金の実際の運用に当たりまして、高校の遠隔教育など、配慮が必要なものについては十分配慮していきたいと、制度の運用面で規制改革会議の意見を反映していきたいと申し上げてまいりましたけれども、現在検討している制度設計でしっかり担保をしていきたいと考えております。

4 ページでございます。負担軽減のイメージということで、我々としては今回の改正については、左側の③、権利者の許諾が必要な部分について、今回、新たに補償金制度ということで、実際に学校側、利用者側の負担は大きく軽減すると考えております。阻害要因ということではなくて、我々としてはICT教育の推進に資する改正であると考えております。

5 ページでございます。これは前回の会議でも、実際に補償金の額がどの程度になるのかという御質問がございまして、法案もこれからということで、現時点でそれを示すことはなかなか難しい訳でございますが、一定の御参考になるようにということで試算をさせていただきました。

左側が現在ということで、それぞれ権利者の許諾を受けて利用するとどの程度になるか。時間の関係で1つだけ説明しますと、高等学校で3回の授業に1回、年間300個の著作物を使うということで、ここは便宜的に文芸作品100個、新聞100個、写真100個としましたが、それを生徒一人当たりで割ると年間4,600円という数字になります。同じような考え方で出すと、少ない場合は少なくなるということでございます。

一方、今後ということで、諸外国では補償金請求権という形で整理をしている国が、特にヨーロッパでは多くございますけれども、その例ということで、高校の場合ですけれども、イギリスでは約800円、オーストラリアでは約1,600円、韓国は無料、フランスは約260円。それぞれの国によって権利制限、補償金の対象の範囲が若干違いますので、単純に比較ができない部分もありますけれども、御参考としてお示しさせていただきました。

6 ページ、ICT関連費用についてということで、ICT教育の必要性が認められる場合、当然、設置者である自治体はコンピュータ費用、ソフトウェア費用、インターネット接続費用を現状でも負担しているということですので、今回、補償金という制度をつくりたいと考えております。教育上必要な場合については、適正な補償金の額であるという前提でございますけれども、必要がある場合には負担をしていただけるのではないかと考えております。

7 ページは、先ほどかいつまんで説明をした諸外国の補償金の状況です。確認中のところでございますが、参考としてつけさせていただきました。

8 ページは、今回、国会での審議を経て成立させていただいた暁には、当然具体的に補償金額をどうしていくのかは決めていかなければいけない。その決定に資する、参考にするために、諸外国の状況をさらに精緻に調査したいと考えております。諸外国の金額は、どういう根拠に基づいて決められているのか、どういう配分基準に基づいて配分されているのか、実際にどういう形で徴収されているのか等を分析、調査したいと考えております。

最後、9 ページがまとめでございますけれども、下線の部分だけ説明しますと、我々としては今回、著作権法の改正を行うことによって、少なくとも一つ一つ許諾が必要だという現状を大きく変えるものであると考えておりました、追加的な負担を生じさせるものではなくて、大幅な負担の軽減につながると考えております。

また、補償金が必要であることが、直ちに遠隔教育、ICT教育の推進の妨げとなるものではなくて、やはり適正な額の確保によって利用の促進が図られることが重要ではないかと考えております。

文化庁といたしましても、これからも制度成立の暁には適正な形で運用されるように、その運用に努めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。次に瀬尾さんお願いします。

○瀬尾座長 よろしいでしょうか。

今日はお招きいただきましてありがとうございます。「教育利用に関する著作権管理協議会」で座長を仰せつかっております瀬尾と申します。

私自身、写真家でありまして、写真著作権協会、日本複製権センターの管理をしている者でございます。

今回、推挙いただきまして、39団体の権利者団体から成る協議会を立ち上げました。全体として、ともかく権利者がまとまるということがまず重要だということで、そういう協議会を立ち上げた訳でございます。

先ほど國領先生がおっしゃったように、多額の使用料を押しつけられるのではないかと、権利者が無茶を言うのではないかとと言われることが多うございますけれども、最初に2つ申し上げます。

まず、美術から写真、文芸、39の全ての団体が、今回ICT教育の推進を理解して、推進す

べしという立場で団体をつくっています。この意義は、我々もあまり強調しておりませんが、権利者団体も決して使うとか、使ってもらっては困るではなくて、ICTを進めたいのだという意思表示を行っているわけです。それを団体結成の前文にも書いています。

私個人としても、知財戦略委員会の委員でもありますし、知財戦略の観点からも教育が地方にあまねく、きちんと公平になっていくことが非常に重要なことだと思っていますし、この協議会自体もそういう観点で立ち上がっているということです。

もう一つ、補償金のお金の話ばかり出るので、何かまたお金を取りに来たのではないかと思われるかもしれません。しかし、そうではなくて、権利者というのは権利制限という、いわゆる国から強制的に権利の行使をとめられることが最もマイナスになるのです。

今回は、この39団体が大きなマイナスである、その権利制限を受けて良いということ的前提に議論を始めているのです。つまり、我々としては、ICTを進めましょう、そのためには権利制限も許容しましょう、我々固有の個人の権利であるその制約も受けましょうと表明している、ということです。

この点は、先ほどの國領先生のお話と権利者団体の主張はそごがないと思います。ただ、きちんと方法論の中で詰めていかなければいけないことはあると思います。

まず、今の権利者の立場を最初にお話ししました。その中で、先ほどおっしゃられたように、権利者は権利があるから、一方的なことを言うのではないか。権利を盾にそれを濫用するのではないかという懸念があるかもしれませんが、実際にそういう例はそんなに多くないと思います。

今回も、丁寧な教育関係者との議論を行うことを前提にしておりますし、その中で理解が得られなければ、制度がうまく回らないということも理解しています。

7月に一旦、今回の文化審議会の議論がとまった後に、我々は何をしていたか。協議会と並行して、私たちは教育制度についての勉強会を開催しています。つまり、小学校はどういうお金で動いているのか、誰が決めるのか、地方交付税交付金でどう動いているのか、意外とみんな詳細は知らないという現実がありました。そのようなことではこの議論はできない。ですから、我々は文科省のお力も、文化庁のお力も得て、それを細かく勉強しています。そして、現行の制度に合った仕組みをつくっていくことに協力しようということをお話しています。ですから、これについて、規制改革推進会議の原座長がおっしゃっているような点、皆様の御議論なさっている点と決してそごのある話ではないと思っています。

ただし、今回の補償金制度の導入に関して申し上げますと、この補償金制度は、日本の教育における著作物の使い方的一大転換期だと思います。単にお金を取るということが目的ではないのです。これまでは使える範囲が非常に限定的で、今回、無償の範囲もでこぼこになって、確かに分かりにくいと思います。文化審議会でも分からない話も出ました。ですので、この補償金制度とライセンスなどを組み合わせて、ちゃんと実効性のあるICTの利用環境をつくっていくことが今回の趣旨なのです。このような環境づくりについて、権利者はきちんと向き合っていこうと思っています。各国の補償金の状況も参考にして、日

本の学校財源の現状もきちんと理解した上で進めていこうと思っています。

そのときに、どういうことがあり得るのか。お金は誰が負担するのか。それはこれからの議論ですし、正直、協議会ではいまだ勉強会をして、9月の終わりまで補償金の金額については検討を全くしておりません。これは我々が一方的に決めるものではないし、きちんとした理解の上で、教育側との話し合いの中で初めて生まれてくるものだと思っているのです。そういう体制もつくっていこうと思っています。

ですので、権利者側に対する不安というのは理解できます。そして私もこの会議で初めてお話しさせていただきます。でも、意外と権利者もちゃんと考えていますし、無茶な話ではないことも理解していただきたいし、ちゃんと我々の権利というものも理解していただきたいとも思っているということです。

この新しい制度になったことによって、先ほどのこぼこした、櫛の歯のような感覚が変わるし、一般の先生方が扱いやすい制度になる。又は、そういうものをつくっていきたいと考えています。

今後いろいろなことがあったときには、権利者は少なくともまとまるという一歩を踏み出しました。だから、皆さん何か困ったこととか御疑念があったら、是非どんどんお尋ねください。私の方も問題などがあつたら、今、これで困っていますとか、若しくは逆に、皆様にこういうことについて何とか解決していただきたいというお話をさせていただくかもしれません。

今、AIとディープラーニングによって社会が変わろうとしています。シンギュラリティーと言われる2035年に、成人して職を得る子たちが1年生になっている訳です。それを見越したら、絶対に今やらなければいけないのだという思いがあります。ですので、この規制改革推進会議のお話と文化審議会のお話、それから我々権利者の中で話していることをみんな総合して、一致団結して、改革が進むのではないかと私は期待していますし、そのような役割を権利者の中でお話をして進めていこうと思っています。

御不安は無用とはっきり申し上げてもいいと思いますが、正直言って、権利者の権利の思い切りも一定の評価をいただきたいと思います。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

梅村課長、何か。

○梅村課長 文部科学省生涯学習政策局情報教育課で教育情報化の推進を担当しています梅村でございます。

私どもは、今回の制度改正の案につきまして、現状に鑑みれば、授業の課程での公衆送信につきまして、著作権の制限規定が拡充されることは、ICT活用教育の観点から大変意義のあることと認識してございます。

これまで許諾が必要とされ、かつ有償であった著作物を、今般の補償金制度によって無許諾で利用できるのは、手続的な面でも大幅に軽減されることかと考えております。

今回の補償金請求権の付与につきましては、教育関係団体の意見もお聞きになった上で、その範囲が決定されているということでございまして、教育関係団体からも、補償金つきであったとしても許諾を必要としない仕組みへの改正を求める旨の要望が寄せられていることから、文科省としても一定の理解をしているところでございます。

現在におきましても、学校で使用する教科書以外の教材につきましては、設置者の負担により購入されておりまして、ICTを活用した教育において著作物を公衆送信により活用する場合においても、その教育上の効果と必要となる補償金額のバランスを勘案の上、必要と認められる場合には利用すると考えられることから、補償金制度があることが直ちにICT活用教育推進の妨げになるものではないと考えてございます。

今後、教育関係者と権利者の双方にとって適正な金額となるような仕組みの構築が重要であると考えていまして、この点は文化庁におきまして検討中の仕組みによって、適切な制度が構築できるものと考えてございます。

教育を所管する文科省としましては、この制度改正が行われた場合におきましては、ICT教育推進の観点から、その運用について注視してまいりたいと考えておりまして、法案につきましては速やかに提出されるべきと考えてございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

梶山大臣、お願いいたします。

○梶山大臣 双方のお話を伺いました。

本件に関しましては、前期の投資等ワーキング・グループの会合において、原座長の制度上の扱いの差異についての御懸念を解決する策を文部科学省がきちんと示す必要があるということについて、山本前大臣からも大変強い発言があったと聞いておりますし、私も引き継いでいるところであります。

本日のワーキング・グループにおいては、補償金制度、そして、この制度設計が遠隔教育を含むICT教育推進の妨げにならないように、文部科学省は原座長の前期での指摘を十分に受けとめて議論を尽くしていただきたい。

お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

次長はよろしいですか。

ありがとうございました。先に私から何点から確認をさせていただきたいと思います。

まず、瀬尾さんにわざわざお越しをいただきまして、大変ありがとうございました。

瀬尾さんがこの問題について、ICTの活用の推進、また、教育の質を高めるという観点でお取組をいただいていることについては、私は何の疑いも持っておりませんし、瀬尾さんとは引き続きしっかりと連携してやっていきたいと思っております。

ただ、ここで議論しておりますのは制度の問題ですので、まず、制度としてICTの活用、遠隔教育の推進がきちんと担保される制度になっているのかということ、文部科学省と

今日は議論させていただきたいと思っております。

もう一点、先に補足いたしますと、現状では個別の許諾が必要になっている。これを、許諾を不要にして補償金制度を設けることが大きな前進であることは、前期から私たちもよく認識、理解しております。

ただ、その上で、私の言葉で言えば制度の差異、國領先生の言葉で言えば扱いの差異ですが、この色分けがなされる、ミシン目ができていることによって、一方は無償である、一方は補償金の対象になるということで、遠隔教育の推進やICT導入の推進を阻害するのではないかという点について、前期から議論をしているということでございます。

まず、私は単純な確認だけ先にさせていただければと思いますが、文部科学省の資料で、2ページの制度改正が行われればというイメージですが、現在のところと将来のところで、いずれも大学と書かれていますが、これは大学だけではなくて小学校、中学校、高校も含めた議論と理解してよろしいですね。

○永山審議官 そのように考えていただいて結構です。

○原座長 2点目ですが、今、申し上げました制度の差異、扱いの差異については、今日の時点で文部科学省からお示しをいただいた案は、制度の差異は残す。ただ、補償金の金額について、過度に高くないような制度を入れるという御説明をいただいたと理解してよろしゅうございましょうか。

○永山審議官 過度といいますか、適正な価格が、これまでこの会議でいろいろ御議論があった、特に高校の遠隔教育についてさまざまな意義、また、実際に著作物がどの程度使われるのかということ、実態を踏まえた上で、適正な価格は運用上担保したいと申し上げましたが、それを今度、法案の中でも制度的に担保していきたいということでございます。

○原座長 ありがとうございます。一旦、吉田委員、お願いします。

○吉田座長代理 実用としてオペレーションナブルなのかを、ITの視点からお話しさせていただきたいと思えます。当社はグローバルにICTというサービスを提供しておりますが、例えばインドでは世界各地で利用されているVoice over IPというサービスが禁止されています。しかしそのサービスは網の目をくぐって、インドでも利用できます。要は、目に見えない世界での著作権とか、それを禁止することとか、実際に問題になったときでも摘発は物すごく難しいのではないのでしょうか。その穴ばかりくぐって全然問題なくできてしまうのです。ですから、そのところは考える必要があると思えます。

今、行われているTPPとかEPAで、サイバーの世界での著作権がこれだけ議論になっているのは、そこもあるのです。実際に運用というのは可能なのだろうか、具体的どのように実行するのかという意味では、ボーダレスで著作権の問題は正に熱い議論ですので、TPPとかEPAでどういうディスカッションがされているかは是非御参考にする必要があると思えます。

先ほどイギリスの補償金の話がありましたが、あれだけ社会や教育システムにお金を費

やして、支援が豊かな国の制度のなかで、その一部分としてのネット利用に関する請求金額の話である点は抑えて置いた方がいいと思います。日本は今、ずっと遅れていて、最低限の権利も主張できない状況にある遠隔にいる子供たちの教育の話が最初に来てしまった。もっと先にこれに関連するICT全体の教育現場の促進の話があって、子供達の遠隔教育の話があれば良かったと思います。ここでのお話を聞いていると最初はそののではないという思いがつのります。

でも、瀬尾さんのお話しなられた権利の件は正にそのとおりで、主張することは主張しないといけないのです。しかし、すでにお話をしたように国内の子供たちから始まるのは、どうだろうという思いがあります。そこで私は少し矛先を変えて、大きなグローバル視点で、自由貿易のコンセプトの中で議論をして、その結果として案を提出する必要があるのではないかと申し上げておきます。その時に補償金の話をいれてもいいですが、すでに申し上げましたが、モニタリングをするにもコストがかかり、それは少額ではないだろうと指摘しておきたいと存じます。

○原座長 続けて林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

まず、この話をする前に、現在、著作権法改正において、かねてよりの念願でありました柔軟な権利制限規定の法改正を目途として、文科省では作業をされておりまして、これは非常に大事なので、是非ともその法改正が実現するよにということをまず強調したいと思っております。

その上で、今回の補償金のお話なのですけれども、原座長がおっしゃったように、許諾不要化は前進であり、集中管理システムはこれからあるべき姿と思いますが、一方で、補償金の金額や計算方法には注意が必要だと思います。例えば作業の簡略化を考えれば、包括的な算定が合理的と思われそうですが、そうすると、参考資料1の現行は無償とされている部分も区別なく、同時・双方向で行えば包括して有償になりかねません。つまり、現在の無償部分が教育現場の混乱への配慮から維持されたというご説明ですが、実質的には、維持されなくなってしまうのではないかという危惧があります。

それから、教科書用図書等への掲載につきましては、著作権法33条の2項で、文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならないとされ、3項で、官報で告示する。その対象は、33条4項により高校までとなっています。

同様に、教育機関で用いる著作物についての補償金であれば、国が、より公的な、公益性の観点で金額を設定するというのも一つの選択ではないかと思えます。

また、33条による補償金を既に払った教科書等を使用して、ICTを活用して授業をしている場合には、二重払い、二度どりにならないように、知財では消尽論という理論がありますが、そういった観点の調整も必要になってくるのではないかと思えます。今後、補償金という枠組みで考える場合でも、その計算方法、決定方法、金額のあり方によってで、実



質はかなり違いが出るのではないかと思います。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

時間が押してきているので、一つ一つお答えではなくて、御意見をまとめて伺いたいと思います。

森下先生、どうぞ。

○森下委員 私は教育過疎という観点からお聞きしたいのですけれども、私はもともと大阪なので、大阪の南の方とかはだんだん教育過疎になりつつある訳です。そうすると、参考資料の2と3のところ、3の同時・双方向性の特に高校の場合は、これから先、こういう場所はふえてくるだろうと。2と3でお金のとり方が違うというのが納得いかないのです。要するに、教育の公平性がないのではないかと。

少なくとも、3の高校に関しては、親元から出られないということを普通に考えたら、ここでなぜ2の遠隔合同事業のところと同じことができないかというのが、教育に関して公平性がないのではないかと思うのです。地方にいて、高校は親元から通って頑張っている子供がいたとして、その子のところに対しては、先生自体が少ないから、担当の先生で優秀な人がいないということが十分あり得るではないですか。そこに関しては同じようにしなくて、別の方式でお金を取っていく。そのことによって教育の不公平性が生じる可能性が高いのではないかと思います。これは文科省としておかしいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○原座長 今の点は、私は5月にこのワーキング・グループで遠隔教育の議論をしているときに、自民党のIT特命委員会に呼ばれて、この議論の経過を報告するようと言われてまして、報告をしたときに、正に同じ議論があって、子供の立場から見たときに2と3は何の違いもないのではないかと、何で差異を設けるのかという御議論がありました。

お答えは後でいただくとして、國領先生、梅嶋先生、何か御質問、御意見はございますか。

○國領専門委員 今のやりとりの延長でまいりますと、やはり教育現場と言うぐらいで、遵法精神がありまして、3の形態を提供することにブレーキがかかってしまうということが一番懸念しているということだけ申し上げて、そこで差異があるがゆえにブレーキがかかってしまうということを是非避けたいと思います。

○原座長 よろしいですか。

それでは、今までのところで一度コメントをいただけますか。

○永山審議官 今まで各委員から御指摘いただいた点については、仮に法律が通った暁という前提ですけれども、これからの運用に当たっては十分配慮して、そういう観点も含めて総合的に対応していきたいと考えております。

森下委員の方から2と3の公平性という話でしたが、現状は無償と許諾ということで、でこぼこが解消される訳ではないですが、かなり差は少なくなるかと考えておりま

す。そういう意味では改善の方向だと思っております。ただ、御指摘のように、公平性という観点から問題ではないかという御指摘をこれまで規制改革会議からいただいておりますので、そこは瀬尾様の方からも、実際の補償金の算定に当たって特別な配慮をするという表明がございましたので、それをきちんと我々も制度上担保をしていきたいと考えております。

また、林委員の方から、教科書掲載の補償金について、これは文化庁長官が決めることになっていますが、教科書の場合は特殊でございます。通常、著作権の使用料は権利者と利用者で、私人間の契約ですので、そこで決めるのは大原則なのですが、教科書の場合、利用者は教科書会社ですけれども、実際には教科書は無償で、最終的には国が負担することになるので、当事者間に任せると最終的に国なので、要するにブレーキが効かない可能性があるということもあって、ちょっと違う制度設計にしているということでございます。私どもとしては今回について、両当事者の意向が尊重されるような仕組みとしつつ、国が最終的に何らかの形で一定の関与をし得る制度設計にしたいと考えております。

○森下委員 今のお話を聞いていると、瀬尾さんのところが反対しているから無償にできないのだと聞こえるのですけれども、それは本当に瀬尾さんの反対なのですか。私はそういうふうに思わないのですけれども、どうなのですか。

○瀬尾座長 制度上、そこだけが無償にするというのは難しいという我々の基本的な理解があるのですけれども、我々はその金額を検討していないので、今、ここでただにするとか、幾らにするとか、高くするとかは言えませんけれども、このバランスがおかしいことについて、我々の内部の議論でも認識しています。

この運用によって、離島の人たちに逆インセンティブが働くような方向にはしたくないと私は思っていますし、そういう議論が内部であります。

ですので、これは我々がきちんと議論した後にオープンにしますから、是非、そのときにでも意見をいただければと思います。今、森下委員がおっしゃられたことについては、きちんと対応させていただくという言い方しかできないところは、申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思います。

○森下委員 ありがとうございます。

ただ、高校と大学で分けられるのではないかというのが一つと、今、言われた離島ではなくて、これは医療もそうなのですけれども、普通に県の端の方とかは医療過疎、教育過疎なのです。ですから、離島前提の議論ではなくて、これから10年先に起こるというのを、多分同じことを思われていると思うのですけれども、そういう意味では高校に関しては、ある意味、大阪なども高校無償化をしていますから、そこは大学と切り分けて書いても制度がおかしくなるということはないかと思うのです。むしろ私は、大学と高校を一緒にしているほうがおかしいのではないかという意見なのです。

○瀬尾座長 今のことに一言だけ。

離島というのは一例であって、環境が整備されていない地域という言い方を我々は中で

しています。決して離島だけではないです。

もう一つ。大学とか高校とか、利用の量も内容も違いますので、当然それについてはしるべき対応があるべきであろうということも考えております。

ごめんなさい。まだ細かく言えないのですけれども、ちゃんと考えて進めるように私は努力していきたいと思えます。

○原座長 永山審議官が先ほどおっしゃられたように、大きなでこぼこがありましたと。このでこぼこが小さくなるというところはわかっているのです。せつかく制度改正をされるのですから、でこぼこをなくされたらよろしいではないですかという議論をしています。先ほど高橋委員が御指摘されていたように、補償金額が極めてゼロに近い安い金額になっていくということが制度的に担保される、あるいは、林委員がおっしゃられたように、公定するというやり方もあるのかもしれませんが。そういった制度的な担保があるならば、それは検討し得ると思えますが、そうではないということであれば、やはりこの緑とオレンジの差を設けずに全て無償にする、あるいは全て有償にするということが合理的なのではないでしょうか。

少なくとも私たちがずっと御指摘を申し上げているのは、学校なり教育の現場がICTを使うか使わないかということを選択する。ICTを使うと言え、補償金の対象になって有償になる。使わないと言え無償になる。これは恐らく瀬尾さんも、そのような状態にすべきではないとお考えになっていらっしゃると思えますが、これはやはりICTの導入推進を阻害してしまうのではないかと申し上げてきているのだと思っております。

時間がなくなってきておりますが、ほかの委員の方から。

金丸さん、お願いします。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

國領先生がここで3つの原則を示されていて、原則の2と3は今、皆さんのお話を聞いていると、割と合意形成に近づくのではないかと。

1ですね。國領先生がおっしゃった、適切な先生が必要としている生徒に教育を提供するという上位概念について、文科省はどう考えているのかを聞きたいということです。

それから、私は、梅村さんと小中のプログラミングの義務教育化が2020年にスタートする準備段階で、教材の準備であるとか、先生方にどう働きかけをするか、教える先生も今いらっしゃる先生だけでは質も量も足りないから、そのような人をどうやって用意するかという話をしている、そうすると、プログラミング教育などというのはまさしく遠隔教育でやるべき教育だと思うのです。

実はそういうのを導入しようと思ったときに、これまでの経緯を引きずって、差異が出ていて、過去がそうだからこれからも差異があり続けるというのは許容できないですね。それだったら、国家戦略は一体何かという上位概念にもう一回エスカレーションして戻すべきです。そうすると、国はどうしようとしているのか、私たちの子供たちの未来がかかっている訳ですから、グローバル競争に勝てる人材をつくらうとしているときに、こ

のようなことを大人同士で過去の経緯を引きずっている場合ではないのではないかと思います。これを推進しようと思ったときに、文科省より、どちらかという著作権という権利が出てきて、上位概念というのはまさしく戦略だから必要だと私は思うので、文科省の覚悟と姿勢を是非はっきりしてほしい。

梅村さんが代表できないのであったら局長でもいいし、次官でもいいし、大臣でもいいと思うのです。それをはっきりさせないことには、小中高、大学も含めて、これからIT人材をどんどん教育していこうという話をしていることが、ほとんど無意味に近いのではないかという危機感を今日は持ったので、法案がそういう声を置き去りにして進むことのないようにしてほしいと思っています。

○原座長 今の点で何かありますか。

○梅村課長 今回、ICT教育の推進に関しては、文科省はいろいろな面から、プログラミング教育も含めて推進しております。

今回の話は、デジタル教材は市販されていて、ライセンスで何名使えるという形で購入するもの、それはそれで学校現場で購入して使っていただくという話です。

今回、紙で複製を、例えば著作物を、ある雑誌をコピーして配る。そういう複製は無許諾でできる訳ですが、それをタブレットに送るときに許諾をとってやるというのは非常に手間になって、そういうことをやらなくなってくる。

○金丸議長代理 そういうことは言わなくてもわかっているので、私が質問したことに答えてほしいのです。

今回はいろいろな許諾を取る手間暇がワンストップになるから、それは前よりはずっと前進しそうだし、瀬尾さんもそういう御理解があるということが今日わかったので、その話はいいです。

○梅村課長 そういう意味で言いますと、文科省としてこれについて考えて取り組んだ結果、法案として出すべきという判断をしているということでございます。

○原座長 判断の根拠を伺っているのです。

○梅村課長 遠隔教育ということで言いますと、当然私どもは規制のあるなしにかかわらず推進してまいります。

○金丸議長代理 しかし、差異は小さくなるかもしれないけれども、差異をなくす気はないのでしょうか。差異をなくす気がない根拠は何かということですか。

○梅村課長 そこは、一つは、当然学校の教育というのは高い公益性が認められるのはおっしゃるとおりなのですが、私人の財産的権利というのをそれで制限できるのかという観点もあろうかと思えます。

○金丸議長代理 そのようなことは言っていないではないですか。

○森下委員 悪いけれども、3はどう考えたって不公平です。少なくとも高校がポイントになると思えます。

○原座長 今日は多分、これ以上の答えが出ません。

今の点の答えを、きちんと整理していただければと思います。

時間が過ぎてしまいましたので、ここまでで今日は終わりたいと思いますが、繰り返しですけれども、私たちも法改正は迅速に行うべきだと思っています。ただ、一方で、今日まだ詰め切れなかった点については、早急にきちんと整理をした上で法改正を行っていただきたいということで、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキングにつきましては、また別途連絡させていただきます。